

平成 21 年 2 月 12 日
株式会社クリード
管財人 宗吉敏彦

会社更生手続開始決定に伴うご説明

弊社は平成 21 年 1 月 9 日付にて東京地方裁判所に対して会社更生手続開始の申立てを行っておりましたが、平成 21 年 1 月 31 日付にて東京地方裁判所より会社更生手続開始の決定がなされました。

それにより、関係者の方に対しまして東京地方裁判所より配達証明にて書類等が郵送されており、株主様や債権者様から様々なご質問をいただいているところがございますが、下記の通り FAQ を作成いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 一般的に多いご質問と回答

Q 今後の手続はどうなるのでしょうか

A 別途開示させていただいております開始決定通知書のとおり、今後、債権者様から債権の届出を受け付けいたします（届出期限は平成 21 年 3 月 31 日です）。

管財人は、債権の届出に対して認否を行い当社の債務を確定するとともに財産評定を実施して、更生手続開始決定日現在の資産負債を確定いたします。

このように、会社の資産負債を確定し、かつ今後の事業収支も勘案して、債権者様にどのような弁済ができるかを検討のうえ更生計画を作成いたします。

更生計画案の提出期限は、平成 21 年 6 月 8 日と定められております。

更生計画案が裁判所に提出されると、債権者様の賛否を問うための書面投票を行い、法定多数の債権者様の同意^(注)が得られた場合には、更生計画案は可決されることになります。

(注) 次の①に加えて②又は③が必要になります（会社更生法 196 条 5 項）。

①更生債権者の議決権総額の 2 分の 1 を超える議決権を有する者の同意

②更生担保権について期限の猶予を定める更生計画について

更生担保権者の議決権総額の 3 分の 2 以上に当たる議決権を有する者の同意

③更生担保権について減免その他期限の猶予以外の定めをする更生計画について

更生担保権者の議決権総額の 4 分の 3 以上に当たる議決権を有する者の同意

以上の可決要件は、民事再生手続より厳しいものです。

その後、債権者様の債権（棚上げしていただいた債権）は、更生計画に従って支払われます。ただし、現時点では、どのような更生計画になるか未だ見通しを立てられる段階にありませんので、その点ご了承くださいませようお願いいたします。

Q 債権者説明会を開く予定はありますか

A 債権者説明会を開く予定はありません。

(注) 東京地方裁判所の運用では、更生計画案の決議のために集会を開催しないことが通例です。

Q 保有不動産を買いたいのですが、どうすればいいでしょうか

A ご要望に添えるかどうかはお約束いたしかねますが、末尾に記載の問い合わせ先までご連絡ください。

Q 更生計画が可決されたら直ぐに債権の弁済を受けられるのでしょうか。実際に現金をもらえる時期がいつ頃になるのか予定/見込みの時期だけでも教えてもらえないでしょうか

A 申し訳ございませんが、すべて更生計画によって定められます。債権者様には更生計画案が送付されることとなりますので、それまでお待ちいただきたくご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。なお、本年6月8日が更生計画案の提出期限となっております。

Q 裁判所に提出された更生計画を閲覧・謄写することは可能でしょうか。

A 債権者様におかれましては更生計画案提出後に裁判所で閲覧・謄写することは可能ですが、更生計画案は債権者各位に送付されますので、お待ちいただければと存じます。

弊社の株主様におかれましては、ご自身が弊社の株主であることを疎明できれば「利害関係人」として裁判所で閲覧・謄写することは可能です。

Q 債権の届出をしないとどうなるのでしょうか。

A 届出がないと失権する（権利を失う）場合がありますので、債権届出期限である平成21年3月31日までに必ずお届けください。

Q 債権届出書に押捺する印鑑はどのような印鑑でもよいのでしょうか。

A 同封させていただいております裁判所の記載例にも書かれていますが、個人の場合は認め印で結構です。

なお、法人の場合は必ず代表印を押してください。

Q 債権届出書に添付する資格証明書(法人の場合)は、コピーでもよいのでしょうか。

A 原本を添付していただくようお願いいたします。

Q 債権届出書は1通だけ提出すればよいのでしょうか。

A お手数ですが、必ずコピーを1部添付いただきますようお願いいたします（別紙がある場合は別紙もコピーして下さい）。また、債権者様のお控えとして、手元にもコピ

ーを残しておいていただきますようお願いいたします。

Q 開始決定書類の中に管財人の選任について書面により意見を述べるための用紙が入っていないようですが、どうしたらよいのでしょうか。

A 管財人の選任についてのご意見がある場合には、任意の書式で裁判所にご提出くださいますようお願いいたします。

なお、管財人の選任についての意見を記載した書面は必ずしも提出しなければならないものではありませんので、特にご意見がなければ提出する必要はありません。

Q 裁判所からの通知書に「更生債権等の調査をするための期間」とありますが、これはどのような期間でしょうか、債権者として何かする必要があるのでしょうか。

A 債権者様からお届けいただいた債権について、管財人は会社の会計帳簿等を確認して、認める又は認めないとの判断（認否）を行い、当該認否の結果を、認否書として裁判所に提出いたします（提出期限は平成 21 年 5 月 11 日までと定められています）。

その後、平成 21 年 5 月 14 日から同月 21 日までの期間は、管財人の提出した認否書を債権者様が閲覧して、どのような認否がなされたかを確認することができる期間となっておりますが、当該期間を「更生債権等の調査をするための期間」と言います。

従いまして、債権者様におかれましては、管財人による認否の状況をご確認いただきたい場合はご確認くださいですが、そうでない場合は特に何かをしていただく必要はございません。

Q 自分が届け出た債権がどのように認否されたのかは知らされないのでしょうか。

A お届けいただいた債権がどのように認否されたかについて通知等を行いませんので、認否を確認していただくには、債権者様が、裁判所及び当社にて認否書を閲覧していただく必要があります。

なお、お届けいただいた債権額が、当社で把握している債務の額と相違する場合には、当社担当者よりご連絡させていただきますので、平成 21 年 5 月 11 日までに当社からの連絡がなければ、お届けいただいた債権額全額が管財人によって認められたとご理解下さい。

Q 金額の少ない債権は先に支払われることもあると聞きましたが、このような予定はありますか。

A いわゆる少額債権の弁済を行うか否かは現時点では決まっておりません。

なお、少額弁済の実施については、届出債権の状況や当社の資金状況を勘案したうえで、裁判所の許可を得る必要があります。

2. 株主様のみに関係するご質問と回答

Q いつ時点での株主に対して送付しているのか。

A 2008 年 11 月末時点での株主名簿に基づいて郵送しております。

Q 株主は、更生債権の届出の必要はないのでしょうか。

A 原則としてお届けいただく必要はありませんが、過去の配当金が未受領となってしまう株主様におかれましては、債権者としてお届けいただく必要がございます。過去の配当金が未受領となっている株主様に関しましては、書類の中に「更生債権届出書」が同封されております。

Q 未受領の配当金がありますが、こちらについてはいただけるのでしょうか。

A 申し訳ありませんが、現時点では過去の配当金につきましてもお支払いすることができず、今後の更生計画に従ってお支払いさせていただくこととなりますので、債権者として債権届出書をご提出いただく必要がございます。

Q 今後株主総会を開催するのでしょうか。

A 現時点で株主総会を開催する予定はありません。

なお、株主の皆様につきましては、今後の調査の結果、当社が債務超過であると認められるに至った場合は、誠に遺憾ながら、会社更生手続において議決権が認められないこととなり、その場合にはその後の手続についてのご連絡も差し控えさせていただく取扱いとなりますので、その点につき予めご理解賜りますようお願い申し上げます。

Q 今後保有している株式の価値や株主の権利はどうなるのでしょうか。

A 既に東京証券取引所への上場が廃止されておりますので、客観的に価値を判断するのは大変困難な状況になっておりますが、弊社として価値をお答えすることはできません。

また、株主様の権利につきましては、今後更生計画において定められることになると考えられますが、現時点では決まっておりません。

Q 更生計画で減資となる予定なのでしょうか。

A 現時点では、減資を行うかどうかも含めてどのような計画を策定するか決まっておりません。

Q 株主の権利に関する変更（例えば財産評定の結果、議決権が失われるなど）が生じた場合、個別に通知はくるのでしょうか。

A 株主様に会社更生手続において議決権が認められる場合には個別の通知の対象となりますが、議決権が認められない場合（今後の調査の結果、当社が債務超過であると認められるに至った場合）には、個別の通知は行われたい取扱いとなります。予めご了承賜りたくお願いいたします。

Q 既に株式は譲渡してしまっていますが、未受領の配当金がある場合には、更生債権の届出はできるのでしょうか。

A 未受領となっている配当金の請求権を第三者に譲渡していないのであれば、株式を譲渡されていても届出はできます。

その他ご不明な点等については以下までお問い合わせください。

株式会社クリード 管財人室

TEL : 03-6214-5507

FAX : 03-3241-1801

※裁判所より郵送している書類の中に記載されている Fax 番号に誤記がございます。こちらが正しい番号ですので、Fax をお送りいただく際にはご注意ください。

以上